

「ジメトモルフ」、「ペントキサゾン」及び「ヨウ化メチル」の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について

1. 経緯

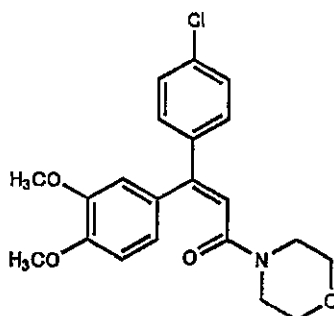
「ジメトモルフ」及び「ペントキサゾン」については平成18年5月8日付けで農薬取締法に基づく適用拡大に係る申請があった旨、「ヨウ化メチル」については平成18年5月17日付けで農薬取締法に基づく登録に係る申請があった旨、農林水産省より連絡があったところである。これらについて、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 各品目の概要

(1) ジメトモルフ

本薬は、殺菌剤であり、平成18年5月現在、小粒果実、第二果菜類等に登録があり、ぶどう、トマト等に残留基準が設定されている。今回新たに小豆、かぼちゃ等への適用が申請されている。

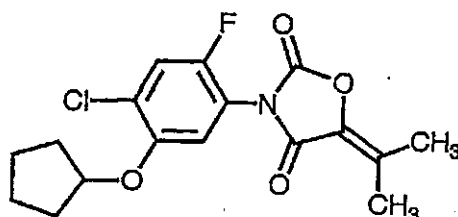
FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。諸外国では、米国、オーストラリア等において登録されている。



(2) ペントキサゾン

本薬は、オキサゾリジンジオン系の除草剤であり、平成18年5月現在、米（水稻）に登録がある。今回新たにヒエへの適用が申請されている。

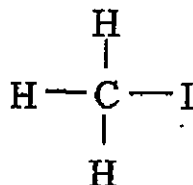
FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。諸外国では、韓国において登録されている。



(3) ヨウ化メチル

本薬は、くん蒸剤であり、平成18年5月現在、木材くん蒸用途として登録がある。今回新たにトマト、メロン類及びくりへの適用が申請されている。

FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議(JMPR)における毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。また、諸外国においては、米国、オーストラリアなどで登録申請がなされている。



3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において「ジメトモルフ」、「ペントキサゾン」及び「ヨウ化メチル」の食品中の残留基準設定について検討する。